

議案第34号

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月19日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例

山陽小野田市介護保険条例（平成17年山陽小野田市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第15条各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1号中「32,400円」を「33,000円」に改め、同条第2号中「45,360円」を「46,200円」に改め、同条第3号中「48,600円」を「49,500円」に改め、同条第4号中「58,320円」を「59,400円」に改め、同条第5号中「64,800円」を「66,000円」に改め、同条第6号中「71,280円」を「72,600円」に改め、同号ア中「という。）」を「という。）」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から同法第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ又は第10号イ」に改め、同条第7号中「81,000円」を「82,500円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ又は第10号イ」に改め、同条第8号中「97,200円」を「99,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第10号イ」に改め、同条第9号中「113,400円」を「115,500円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」を「部分を除く。）」又は次号イ」に改め、

同条第10号中「129,600円」を「148,500円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 132,000円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第15条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,700円とする。

第24条第1項に次の1号を加える。

(5) 法第63条の規定により、保険給付の制限を受けていること。

第28条中「被保険者、第1号被保険者」を「被保険者、被保険者」に、「若しくは第1号被保険者」を「若しくは被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山陽小野田市介護保険条例第15条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第34号参考資料

山陽小野田市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第15条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,200円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>72,600円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第15条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,360円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,320円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>71,280円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)<u>が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>

額から同法第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 82,500円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 99,000円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 81,000円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、又は第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 97,200円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1

号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。

(9) 次のいずれかに該当する者 115, 500円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 132, 000円

ア 合計所得金額が1, 000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者

148, 500円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29, 700円とする。

号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。

(9) 次のいずれかに該当する者 113, 400円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者

129, 600円

(保険料の減免)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 法第63条の規定により、保険給付の制限を受けていること。

2・3 (略)

第28条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

(保険料の減免)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

第28条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。